

議案第 1 号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定につき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 1 月 16 日 提 出 木祖村長 奥 原 秀 一

令和 8 年 1 月 日 議 決 議会議長

損害賠償の額の決定について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定める。

1 事故発生年月日

令和7年 9月24日 午後14時05分頃

2 事故発生場所

木祖村大字藪原1191-32

3 相手方

岐阜県安八郡安八町 在住

4 損害賠償金額

(1) 過失割合 村 90% 相手方 10%

(2) 損害賠償金額 金 1,159,573円

5 事故の概要

本村職員が、業務のため公用車（軽トラック）で役場駐車場から県道26号へ右折しようとした際、右折時の安全確認不足により小木曽方面から走行してきた相手方車両の側面に接触した物損事故